

減免項目	減免対象	減免期間等	減免割合
1 入港料	(1) 新規に定期コンテナ船航路 (フィーダー航路を含む)を 開設した場合	初入港から1年間	全部
	(2) 1回のコンテナ取扱量が多い場合	100本以上300本未満	2/12
		300本以上	4/12
	(3) 定期コンテナ航路として長 期間継続して千葉港に寄港 している場合	初入港から5年以上 10年未満 初入港から10年以上	1/12 2/12
	(4) クルーズ船が寄港する場合	入港の都度	全部又は一部
	(5) 千葉港、木更津港において LNGを燃料とする船舶又は LNG燃料を供給する船舶 が入港する場合	入港の都度	全部
2 岸壁・物 揚場使用料	(1) 新規に定期コンテナ船航路 (フィーダー航路を含む)を 開設した場合	初入港日	全部
		初入港日から1年間 (初入港日を除く)	6/12
	(2) 1回のコンテナ取扱量が多い場合	100本以上300本未満	2/12
		300本以上	4/12
	(3) 定期コンテナ航路として長 期間継続して千葉港に寄港 している場合	初入港から5年以上 10年未満 初入港から10年以上	1/12 2/12
	(4) 千葉中央埠頭においてコン テナ船又は自動車船が前日 午後5時以降に着岸し、翌日 から荷役作業を行う場合	翌日午前8時30分 まで	全部
	(5) クルーズ船が寄港する場合	停泊している期間	全部又は一部
3 起重機使 用料	新規に定期コンテナ船航路(フ ィーダー航路を含む)を開設し た場合	初入港日 初入港日から3年間 (初入港日を除く)	全部 6/12

- (注1)クルーズ船とは、レジャーを目的とした船旅で宿泊を伴うものを提供する船舶のうち、海上運送法第20条第2項の人の運送をする不定期航路事業の届出をした船舶運行事業又は、第21条の旅客不定期航路事業の許可を得た船舶運行事業で旅客定員100名以上の船舶を使用する場合をいう。
- (注2)上記表のうち、「1 入港料」の(1)～(3)又は「2 岸壁・物揚場使用料」の(1)～(3)については、複数該当する場合の減免割合は最も大きいものを適用する。
- (注3)上記表のうち、「1 入港料」の(2)及び「2 岸壁・物揚場使用料」の(2)の算出方法については、20フィート換算とする。
- (注4)上記表のうち、「1 入港料」の(5)については、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。